

これまでの議論を踏まえた カリキュラム等の改善について

- 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について …… 1
- 臨床実習の在り方について …… 1 3
- 専任教員の見直しについて …… 2 1
- その他について …… 2 7

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

(1) 総単位数、最低履修時間数については、以下としてはどうか。

○現行 ※最低履修時間数は、単位数から換算

教育内容		基礎分野	専門基礎分野				専門分野			合計		
		科学的思考の基盤、人間と生活	人体の構造と機能	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧学、はりきゅうの理念	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎きゅう学	臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床きゅう学	社会あん摩マッサージ指圧学、社会きゅう学	実習		臨床実習	総合領域
単位あたり時間数		15	30	30	30	30	30	30	30	45	30	
あん摩師	単位数	14	13	12	2	6	8	2	9	1	10	77
	時間数	210	390	360	60	180	240	60	270	45	300	2,115
はり師	単位数	14	13	12	2	6	8	2	11	1	10	79
	時間数	210	390	360	60	180	240	60	330	45	300	2,175
きゅう師	単位数	14	13	12	2	6	8	2	9	1	10	77
	時間数	210	390	360	60	180	240	60	270	45	300	2,115
あん摩師・はり師	単位数	14	13	12	2	7	10	2	15	1	10	86
	時間数	210	390	360	60	210	300	60	450	45	300	2,385
あん摩師・きゅう師	単位数	14	13	12	2	7	10	2	13	1	10	84
	時間数	210	390	360	60	210	300	60	390	45	300	2,325
はり師・きゅう師	単位数	14	13	12	2	7	10	2	15	1	10	86
	時間数	210	390	360	60	210	300	60	450	45	300	2,385
あはき師	単位数	14	13	12	2	8	12	2	19	1	10	93
	時間数	210	390	360	60	240	360	60	570	45	300	2,595

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

○追加カリキュラム（案）

番号	教育内容	分野	単位数	(時間数)
①	コミュニケーション	基礎	必修化	
②	運動学	専門基礎	1	30
③	保険の仕組み、職業倫理	専門基礎	1	15
④	東洋医学概論、経路経穴 ※あま指課程、あはき課程は1単位30時間	専門	2	60
⑤	あはきの適応	専門	1	30
⑥	臨床生理学	専門	1	30
⑦	蝕察解剖	専門	1	30
⑧	OSCE ※あま指課程、はり課程、きゅう課程のみ	専門	1	30
⑨	臨床実習	専門	3	135
⑩	あはき史	専門	必修化	
合 計			11	360

○既存カリキュラムの見直し（案）

番号	教育内容	分野	単位数	(時間数)
❶	人体の構造と機能	専門基礎	△2	△60

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

○総単位数、最低履修時間数（案）

教育内容	基礎分野	専門基礎分野			専門分野			実習	臨床実習	総合領域	合計	
	科学的思考の基盤、人間と生活	人体の構造と機能	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧学、はりきゅうの理念	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎きゅう学	臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床きゅう学	社会あん摩マッサージ指圧学、社会きゅう学					
単位あたり時間数	15	30	30	15・30	30	30	30	30	45	30		
あん摩師	単位数	14	12	12	3	7	11	2	10	4	10	85
	時間数	210	360	360	75	210	330	60	300	180	300	2,385
はり師	単位数	14	12	12	3	8	11	2	12	4	10	88
	時間数	210	360	360	75	240	330	60	360	180	300	2,475
きゅう師	単位数	14	12	12	3	8	11	2	10	4	10	86
	時間数	210	360	360	75	240	330	60	300	180	300	2,415
あん摩師・はり師	単位数	14	12	12	3	9	13	2	15	4	10	94
	時間数	210	360	360	75	270	390	60	450	180	300	2,655
あん摩師・きゅう師	単位数	14	12	12	3	9	13	2	13	4	10	92
	時間数	210	360	360	75	270	390	60	390	180	300	2,595
はり師・きゅう師	単位数	14	12	12	3	9	13	2	15	4	10	94
	時間数	210	360	360	75	270	390	60	450	180	300	2,655
あはき師	単位数	14	12	12	3	9	15	2	19	4	10	100
	時間数	210	360	360	75	270	450	60	570	180	300	2,835

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

■総単位数、最低履修時間数（案）

（あま指課程）

・ 現行（時間数は単位数より換算）	77単位	2, 115時間
・ 追加カリキュラム（案）	+10単位	+330時間
・ 既存カリキュラムの見直し（案）	△ 2単位	△ 60時間
・ <u>見直し（案）</u>	<u>85単位</u>	<u>2, 385時間</u>

（鍼灸課程）

・ 現行（時間数は単位数より換算）	86単位	2, 385時間
・ 追加カリキュラム（案）	+10単位	+330時間
・ 既存カリキュラムの見直し（案）	△ 2単位	△ 60時間
・ <u>見直し（案）</u>	<u>94単位</u>	<u>2, 655時間</u>

（あはき課程）

・ 現行（時間数は単位数より換算）	93単位	2, 595時間
・ 追加カリキュラム（案）	+ 9単位	+300時間
・ 既存カリキュラムの見直し（案）	△ 2単位	△ 60時間
・ <u>見直し（案）</u>	<u>100単位</u>	<u>2, 835時間</u>

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

(2) 追加カリキュラムが実際に教育されるよう担保するため、認定規則等の見直しについては、以下としてはどうか。

認定規則見直し（イメージ）

※単位数は「あはき課程」のみ記載

現 行			見直し（案）			
教育内容		単位数	教育内容	単位数	備 考	
基礎分野	科学的思考の基盤	1 4	基礎分野 科学的思考の基盤	1 4	<u>コミュニケーションを含む。</u>	①
	人間と生活		基礎分野 人間と生活			
専門基礎	人体の構造と機能	1 3	専門基礎 人体の構造と機能	1 2	<u>運動学を含む。</u>	②①
分野	疾病の成り立ち、 予防及び回復の促進	1 2	分野 疾病の成り立ち、 予防及び回復の促進	1 2	<u>社会保障制度及び職業倫理を含む。</u>	③
	保健医療福祉とあはきの 理念	2	保健医療福祉とあはきの 理念	3		
専門分野	基礎あはき学	8	専門分野 基礎あはき学	9	<u>東洋医学概論、経路経穴を含む。</u>	④
	臨床あはき学	1 2	臨床あはき学	1 5	<u>あはきの適応、臨床生理学及び 生体観察を含む。</u>	⑤⑥ ⑦
	社会あはき学	2	社会あはき学	2		
	実習 (臨床実習を含む)	2 0	実習 -(臨床実習を含む)-	1 9	<u>臨床実習前施術実技試験を含む。</u>	⑧
			<u>臨床実習</u>	4		⑨
	総合領域	1 0	総合領域	1 0	<u>あはき史を含む。</u>	⑩
合 計		9 3	合 計		1 0 0	

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

指導要領・指導ガイドライン見直し（イメージ）

基礎分野

教育内容	教育の目標
科学的思考の基盤 人間と生活	<p>科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。</p> <p>国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。</p> <p><u>患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。</u></p>

専門基礎分野

教育内容	教育の目標
人体の構造と機能	<p>人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。</p>
疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	<p>健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。</p>
保健医療福祉とあん摩 マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	<p>保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。</p> <p><u>人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。</u></p>

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

専門分野	
教育内容	教育の目標
基礎あはき学	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的能力を養う。
臨床あはき学	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力を養う。
社会あはき学	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。
実習 (臨床実習を含む。)	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。
臨床実習	<u>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。</u>
総合領域	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう教授する。 各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。

(参考) 他職種における臨床実習・臨地実習の教育目標

職 種	教 育 目 標
診療放射線技師	<p>診療放射線技師としての基本的な実践能力を身に付け、併せて、施設における放射線部門の運営に関する知識・分析力等を養うとともに、被験者及び患者への適切な対応を学ぶ。</p> <p>また、医療チームの一員として責任と自覚を養う。</p>
臨床検査技師	<p>臨床検査技師としての基本的な実践技術及び施設における検査部門の運営に関する知識を習得し、被験者との適切な対応を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。</p>
理学療法士 作業療法士	<p>社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。</p>
視能訓練士	<p>基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的態度を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。</p>
臨床工学技士	<p>臨床工学技士としての基礎的な実践能力を身につけ、医療における臨床工学の重要性を理解し、かつ、患者への対応について臨床現場で学習し、チーム医療の一員としての責任と役割を自覚する。</p>
義肢装具士	<p>義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療における義肢装具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。</p>
救命救急士	<p>修得した知識、技術を病院前救護において的確かつ安全に応用できる実践能力を身につけ、メディカルコントロールの重要性を確認し、傷病者に対する適切な接遇を習得し、医師の指示の下で病院前救急医療を担う医療従事者としての自覚と責任感を養う。</p>

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

(3) 最低履修時間の設定に伴う指導要領・指導ガイドラインの見直しは、以下のとおりとはどうか。

指導要領・指導ガイドライン見直し（イメージ）

「7 授業に関する事項」に以下を追加

教育課程の編成に当たっては、●●単位以上で、●, ●●●時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(参考) 他職種における最低履修時間数の指導ガイドラインの記載

職 種	指導ガイドライン
看護師	教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、 <u>97単位以上で、3000時間以上</u> の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、65単位以上で、 <u>2180時間以上</u> の講義、実習等を行うようにすること。
言語聴覚士	教育課程の編成に当たっては、 <u>基礎分野12単位以上で360時間以上、専門基礎分野29単位以上で840時間以上、専門分野(臨床実習を除く)32単位以上で945時間以上、臨床実習12単位以上で480時間以上及び選択必修分野8単位以上で210時間以上</u> の講義、実習等を行うようにすること。

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

(4) 通信教育（放送大学等）を活用できるように、指導要領・指導ガイドラインを以下のとおり見直してはどうか。

指導要領・指導ガイドライン見直し（イメージ）

5 教員に関する事項

(2) 認定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに相当と認められる者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

イ 担当科目について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者

ウ 7単位以内に限り、職業教育上施設長が必要と認める者

「7 授業に関する事項」に以下を追加

放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表2の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、7単位数を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

・柔道整復師 等

(参考) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則
(昭和二十六年九月十三日文部省・厚生省令第二号)

別表第一 (第二条及び第五条関係)

備考

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は法第二条第一項の規定により認定されている学校(学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)若しくは養成施設、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)法第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十二条の規定により指定されている学校若しくは柔道整復師養成施設、視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

(参考) 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

第6 教育に関する事項

3 単位制

(2) 単位の認定

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表3及び3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3及び別表3の2に定める基礎分野の履修に替えることができること。

2. 臨床実習の在り方について

- (1) 臨床実習指導者講習会の開催指針については、以下としてはどうか。
- (2) また、経過措置については、どう考えるか。

臨床実習指導者講習会の開催指針（案）

第1 開催指針

1. 講習会実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
※講習会を主催する責任者
※(2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
※企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
※企画、運営、執行等に協力する者
※講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

2. 臨床実習の在り方について

3. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ①講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ②一回当たりの参加者数が50名以内であること。
- ③参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

4. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ②臨床実習の到達目標と修了基準
- ③施術所における臨床実習プログラムの立案
- ④臨床実習指導者の在り方
- ⑤臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥その他臨床実習に必要な事項

2. 臨床実習の在り方について

5. 講習会の修了
講習会の修了者に対して、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

1. 講習会の主催者が交付する修了証書については、任意の様式とする。
2. ただし、厚生労働省による修了証書を交付しようとする主催者は、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。

- ①講習会の名称
- ②主催者、共催者、後援者等の名称
- ③開催日及び開催地
- ④講習会主催責任者の氏名
- ⑤講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
- ⑥講習会の目標
- ⑦講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
- ⑧講習会の概要（グループ討議の成果及び発表の結果を盛り込むこと。）

2. 臨床実習の在り方について

[前回までの議論の内容]

○臨床実習施設（案）

養成施設附属臨床実習施設及び施術所

また、医療機関、スポーツ施設、介護老人保健施設などを1単位を超えない範囲

○臨床実習施設の要件（案）

- (1) 養成施設は、各施術所における臨床実習の進捗管理を行うため、専任の実習調整者（あはき復学校養成施設指定規則別表第二において専門分野を教授できる者（以下「専任教員」という。）であるものに限る。）を1名以上配置すること。
- (2) 附属臨床実習施設以外のあはき施術所は、
 - ①臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
 - ②5年以上の開業経験があること。
 - ③実習指導者は、専任教員の資格を有するあはき師、又は5年以上従事した後に厚生労働大臣の定める基準に合った「あはき師臨床実習指導者講習会（仮称）」を修了したあはき師であること。（16時間以上の講習会）
 - ④過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。
 - ⑤臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - ⑥療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - ⑦臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。
- (3) 附属臨床実習施設以外のあはき施術所において臨床実習を行おうとする養成施設は、都道府県知事に対して申請を行うこととする（変更の場合は変更申請）。

2. 臨床実習の在り方について

(参考)

- 臨床実習施設（施術所）必要数見込
 - ・平成27年度入学者数 約4,600人
 - ・1施術所で2名の臨床実習を受入した場合、 $4,600 \div 2 =$ 約2,300施設

- 全国の施術所数（平成26年12月末現在）
 - ・あま指 19,271カ所
 - ・はり、きゅう 25,445カ所
 - ・あはき 37,682カ所

- 開業5年以上、1日平均受診者数が5名以上の施術所
 - ・あはき 2,896カ所（調査対象：約5,000カ所） 約58%
 - ※関係団体による調査

2. 臨床実習の在り方について

(3) 臨床実習の拡大に伴う、認定規則等の見直しについては、以下のとおりとしてどうか。

認定規則見直し（イメージ）

「第2条（指定基準）」に以下を追加

- 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

（参考）他職種における臨床実習の指定規則の記載

職 種	指 定 規 則
理学療法士 作業療法士	<ul style="list-style-type: none">○ 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。○ 実習施設における臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none">○ 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。○ 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

2. 臨床実習の在り方について

指導要領・指導ガイドライン見直し（イメージ）

8 実習に関する事項

- ~~(1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。~~
- ~~(●) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所及び医療機関等の実習施設を確保すること。~~
- (2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり臨床実習を行う施設をいうこと。
- ~~(3) 養成施設以外での臨床実習が行われていないこと。~~
- ~~(●) 医療機関等とは、病院や診療所、介護老人保健施設等とし、医療機関等における臨床実習は1単位を超えない範囲での見学実習とすること。~~
- ~~(●) 養成施設は、各施術所における臨床実習の進捗管理を行うため、専任の実習調整者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師学校養成施設認定規則別表第二において専門分野を教授できる者（以下「専任教員」という。）であるものに限る。）を1名以上配置すること。~~

2. 臨床実習の在り方について

指導要領・指導ガイドライン見直し（イメージ）

8 実習に関する事項

（●）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師を行う施術所は、次の要件を満たしていること。

① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。

② 5年以上の開業経験があること。

③ 実習指導者は、専任教員の資格を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師、又は5年以上従事した後に厚生労働大臣の定める基準に合った「あはき師臨床実習指導者講習会」を修了したあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師であること。

④ 過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。

⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。

⑥ 療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。

⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

（●）附属臨床実習施設以外のあはき施術所において臨床実習を行おうとする養成施設は、都道府県知事に対して届出ること。なお実習施設が変更になった場合にも届出ること。

※あん摩マッサージ指圧師を含む養成施設においては、都道府県知事を地方厚生局長とする。

3. 専任教員の見直しについて

(1) 教員の質を確保するため、専門基礎分野及び専門分野の教員の要件を以下のとおり見直してはどうか。

- 現行の「教員養成機関卒業者」という要件だけでなく、3年の実務経験という要件も加えてはどうか。
- 専門分野の教員の要件である、「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者」について、現在、教員講習会を実施していないことから、当該要件を削除してはどうか。
なお、過去に教員講習会を修了した者のための経過措置を定めることとしてはどうか。
- リハビリテーション医学に限り、「理学療法士」、「作業療法士」を追加してはどうか。
- 大学院修士課程又は博士課程を修了した者が行える教授内容を明確にしてはどうか。

3. 専任教員の見直しについて

認定規則見直し（イメージ）

別表第二 （第二条及び第五条関係）

専門基礎分野	次の各号のに掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者
	一 医師
	二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免状（以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。）を有する者
三 <u>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の免許を取得してから三年以上実務に従事し、厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者（以下「養成機関卒業者」という。）</u>	
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者
	一 医師
	二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者
	三 養成機関卒業者
	四 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者
五 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免除状を有する者	

3. 専任教員の見直しについて

指導要領・指導ガイドライン見直し（イメージ）

6 教員に関する事項

(3) 認定規則別表第2 専門基礎分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 歯科医師（臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。）

イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者

ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成元年文部省・厚生省令第4号。以下「改正規則」という。）による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者で改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者

オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学 生理学 衛生学（消毒法を含む。）診察概論 臨床各論」の項第3号に該当する者（改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

カ 理学療法士及び作業療法士（リハビリテーション医学を教授する場合に限る。）

3. 専任教員の見直しについて

(2) 専任教員数や専任教員の要件を見直すに当たり、指導要領・指導ガイドラインにおいて専任教員の定義を以下のとおり明確化してはどうか。

- 大学設置基準第12条を参考として、次のとおりとしてはどうか。
 - ・教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
 - ・専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- また、専任教員は、専門分野の養成の質の観点から、臨床実習施設において継続的に臨床に携わることによって臨床能力を高めるよう努めることとしてはどうか。

(参考) 大学設置基準（昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号）

- 第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。
- 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

3. 専任教員の見直しについて

指導要領・指導ガイドライン見直し（イメージ）

6 教員に関する事項

(5) 専任教員のうち少なくとも2人は、あん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者とする。

(6) 2以上の養成施設として認定されている場合は、専任教員は(7)の範囲内で、それぞれの専任教員を兼ねることができる。

(7) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。

(8) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

(●) 教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。

(●) 専任教員は、専ら前項の養成施設における養成に従事するものとする。

(●) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力を高めるよう努めるものとする。

3. 専任教員の見直しについて

[前回までの議論の内容]

○専任教員数（案）

専任教員数を現行の5名以上から6名以上に増員

(3) 専任教員数や要件等の見直しに伴う、認定規則等の見直しについては、以下のとおりとしてはどうか。

認定規則見直し（イメージ）

第2条（指定基準）

七 教員のうち五六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第四号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）、その翌年度にあつては四五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数）とすることができる。

4. その他について

(1) 新たなカリキュラム等の施行時期、経過措置については、以下としてはどうか。

- 新たなカリキュラムは、平成30年4月1日施行を考えているが、経過措置として、すでに現行カリキュラムで養成することとしている在校生については、「現行カリキュラムで可」としてはどうか。

(新カリキュラムの適用)

平成30年4月1日施行（平成30年度の入学生から新カリキュラムの適用）

- また、専任教員数は、新カリキュラムの適用に合わせて教員増を学年進行に応じた増員としてはどうか。

(教員数増の適用)

平成30年4月1日施行（ただし、専任教員の数は、平成31年度までは5人（1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その数が30人までを増すごとに2を加えた数）とすることができる。）

- 専任教員の要件の見直しに伴う経過措置については他職種を参考に2年としてはどうか。

(専任教員の要件の見直しの適用)

平成32年4月1日施行

4. その他について

(2) 著しい視覚障害の程度を以下のとおり見直してはどうか。

○「両眼の視力が0.3未満のもの」を、学校教育法施行令第22条の3を参考に「両眼の視力がおおむね0.3未満のもの」に見直してはどうか。

(参考) 学校教育法施行令(昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号)

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

認定規則見直し(イメージ)

(視覚障害の程度)

第四条 法第十八条の二第一項に規定する省令で定める著しい視覚障害の程度は、万国式試視力表によつて測つた両眼の視力(屈折異常がある者については、両眼の矯正視力とする。)がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものとする。

4. その他について

(3) 養成施設において備える必要がある備品等の見直しについては、以下のとおりとしてはどうか。

認定規則見直し（イメージ）

第2条（指定基準）

十 ~~基礎医学実習室及び実技実習室~~を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、~~基礎医学実習室の面積は生徒一人につき三・三一平方メートル以上、実技実習室の面積は~~一ベッドにつき六・三~~生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。~~

十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。

十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。

4. その他について

指導要領・指導ガイドライン見直し（イメージ）

別表

器械器具	一 専門基礎科目用
	イ 解剖学実習用機器（動物解剖台、動物解剖道具を含む。）
	ロ <u>解剖学</u> ・生理学実習用機器（肺活量計、心電計、筋電計を含む。）
	ハ 臨床医学実習用機器（血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。）
	二 顕微鏡
	二 専門科目用
器械器具	イ 消毒・保管機器（煮沸消毒器、（以下はり師に係る認定施設に限る。）高圧滅菌器、 <u>ガス滅菌器</u> 、紫外線消毒器）
	ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック
標本及び模型	一 組織標本
	二 経穴人形
	三 デルマトーム人形
	四 人体解剖模型、人体骨格模型（等身大）、関節種類模型（八種以上）、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型（中枢神経及び末梢神経を含むもの）、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型（外皮）
図書	一 教育上必要な専門図書（ <u>電子書籍を含む</u> 千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。）
	二 学術雑誌（ <u>電子書籍を含む</u> 二十種類以上）
その他の備品	ベッド及びその附属品（生徒三人につき一組以上）